

文教委員会会議記録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

- 1 日時
令和6年12月23日(月)
午後1時36分～午後1時58分
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
上原康樹委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、岩崎友一委員、川村伸浩委員、
工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、小林正信委員
- 4 欠席委員
高橋こうすけ副委員長
- 5 事務局職員
堀合担当書記、佐々木担当書記、久保併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 教育委員会
佐藤教育長、菊池教育局長兼首席サービス管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、古川教育企画室予算財務課長、
佐々木教育企画室学校施設課長、武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、
 - (2) ふるさと振興部
松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、安齊学事振興課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 教育委員会関係審査
(議案)
議案第1号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)
第1条第2項第1表中
歳出 第10款 教育費
第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

(2) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第1号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

第2条第2表中

第10款 教育費

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

高橋こうすけ副委員長は、育児のため欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち、教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○武蔵教育企画室長 議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)について御説明申し上げます。

議案(その1)の8ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、10款教育費の3項中学校費から5項特別支援学校費までの合計1,388万2,000円を増額しようとするものであります。

その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の38ページをごらん願います。10款教育費、3項中学校費、2目学校管理費の学校給食物価高騰対策等支援費補助、次のページの39ページ、4項高等学校費、3目定時制高等学校管理費の学校給食物価高騰対策等支援費補助、次のページの40ページ、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費のうち、二つ目の学校給食物価高騰対策等支援費は、いずれも食材高騰に伴う学校給食費の値上げ分について、県立中学校、定時制高等学校及び特別支援学校における給食費の値上げに対する支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものであり、令和6年10月から令和7年3月までの下半期分の給食費について、令和4年4月からの値上げ幅を基に算定した額を支援するものでございます。

また、40ページ、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費のうち、一つ目の特別支援

教育就学奨励費は、特別支援学校において保護者の経済状況に応じ、国の制度である特別支援教育就学奨励費で給食費を支弁できることから、奨励費の支給対象者については値上げ分を奨励費により支給するものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 中学校費の学校給食物価高騰対策等支援費は一関第一高等学校附属中学校の分ではないかと思いますが、一関第一高等学校附属中学校は学校給食を実施していなかったのではないですか。どういう形で学校給食を実施しているのですか。

○古川予算財務課長 中学校費の予算につきまして、御指摘のとおり、一関第一高等学校附属中学校はミルク給食を実施しておりまして、牛乳の値上がり分を支援するものでございます。

○斉藤信委員 ちなみに、1個当たりどのぐらいの値上がりですか。

○古川予算財務課長 今回の支援につきましては、物価高騰支援を始めました令和4年4月からの値上がりを支援しようと考えているものでございまして、11.56円値上がりしているものでございます。

○斉藤信委員 わかりました。

特別支援学校費、これが学校給食費の物価高騰対策支援費は699万9,000円ということでありまして。実は昨年度の12月補正は500万円だったのです。昨年度より200万円ふえた理由は何でしょうか。

○古川予算財務課長 昨年度と比較しますと、令和6年4月に全体の単価改定を行っているところでございまして、4月の時点で、先ほどの中学校でもありましたが、県下一斉に同じ単価で納入していただいている牛乳単価が約6円上昇、物価上昇が令和4年から見られているところを勘案したほか、学校給食会で精米を納入していただいているのですけれども、昨今の米の値上がりを受けまして、11月から1食当たり約14円値上げした影響がございまして、昨年度よりも予算額が大きくなっているというものでございます。

○斉藤信委員 米の値上がりが1食当たり14円。なるほど、それが昨年度の補正よりも200万円多い理由ですね。

それから、特別支援教育就学奨励費が671万円の増額補正なのですけれども、物価上昇分を補正したということになるのか。この奨励費は、基本的には全額見られるものなのか、これを教えてください。

○古川予算財務課長 就学奨励費についてでございます。今年度の直近の対象者でございますが、1,419人のうち、1段階の認定が929人で65.5%、2段階が298人で21.0%となっております。合わせて86.5%が1段階と2段階の対象になります。1段階は、給食全額この奨励費で見ることができませんが、2段階につきましては半額奨励費の対象になっているというものでございます。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○武蔵教育企画室長 岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について報告させていただきます。

県議会9月定例会におきまして議決をいただきました標記工事につきまして、12月5日の文教委員会において、矢巾町との岩手県立盛岡地区統合新設高等学校における屋内運動場の整備等に係る覚書、共創プロジェクトに基づいた整備の実施に向け協議を進めていること、矢巾町との協議において矢巾町からゼロベースでの協議をしたいとの申し入れがあり、調整に時間を要していることから、工事契約書に基づき、令和6年11月8日から12月27日までの間、工事を一時休止していることについて報告申し上げたところです。

この報告後、これまで矢巾町との文書及び対面による協議を進めてきたところでございますが、調整が整わず、現段階で工事着工の見通しが立たないことから、令和6年12月25日付で県と請負業者の工事契約3件と工事管理契約の1件の計4件を解除することとしましたので、報告いたします。

工事契約を解除する事態となり、関係者の方々には大変な御迷惑をおかけすることとなりましたこと、おわび申し上げます。

なお、今後におきましても、機会を捉えて今後の方向性などについて本委員会において報告、説明させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○上原康樹委員長 なお、本件につきましては、1月15日水曜日の当委員会において、改めて執行部から説明を受けた後に質疑を行うことといたしますので、御了承願います。

以上をもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和6年度岩手県一般関係補正予算（第9号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち、ふるさと振興部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費を議題といたし

ます。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長** 議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)中、ふるさと振興部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案(その1)の8ページをごらん願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、10款教育費、9項私立学校費の1,995万円の増額でございます。

補正の内容につきましては、予算に関する説明書の41ページをごらん願います。10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費の1,995万円の増額であります。説明欄の私立学校運営費補助は、原油価格や物価高騰により影響が見込まれる私立学校の光熱費について、私立高等学校等の設置者が負担する電気、ガス及び燃料料金のうち、価格上昇に伴う掛かり増しの経費の一部を補助しようとするものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案(その1)にお戻りいただきまして、14ページをごらん願います。10款教育費、9項私立学校費の私立学校運営費補助であります。ただいま御説明いたしました今回補正しようとしております私立学校への光熱費に対する補助について、私立高等学校等の設置者に対する補助金精算事務を行うため、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**上原康樹委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**斉藤信委員** 今回は、光熱費の上昇に伴う掛かり増し経費ということで、補正予算の説明書の中には1校当たり最大95万円となっていますけれども、これは生徒数に応じた補助になるのか、何を基準にして学校当たりの補助額を定めているのか。1校当たりの補助額の幅が幾らあるのかも示してください。

○**安齊学事振興課総括課長** 補助上限単価の95万円の考え方でございますけれども、この単価設定につきましては、県立高校で見込んだ物価高騰前の令和3年度の光熱費に係る経費と高騰後の経費との差額と、その後の消費者物価指数の動向を考慮し1校当たりの掛かり増し経費を算出したものであり、1校当たりの単価でございまして、1人当たり幾らという形ではございません。そのため、今回の補助におきましても、令和3年度と比較しまして掛かり増した分を補助しようというものでございます。

○**斉藤信委員** この説明のところで1校当たり最大95万円と書いているから、学校によって規模が違う中で、何を基準に学校当たりの補助額を決めているのかと聞いたのです。

○**安齊学事振興課総括課長** 補助は定額でございまして、実績見合いで出しているものでございまして、実際にかかった経費を補助しているものでございます。実際に高等学校の施設規模で上限設定を行っておりますので、幼稚園等小規模な施設についてはそこまでの補助金額になっておらず、昨年度実績でも1校当たり38万円程度の補助実績となっております。

○**斉藤信委員** 昨年度は1校当たり38万円。これはおよそ平均です。今回は最大95万円

という説明がありましたが、施設の規模や実績ということでした。これは、学校ごとの収支の光熱費を基準にということによろしいのか。去年が38万円で、今回はそうすると平均は幾らになるのか。

あわせて、繰越明許費について、10月から3月までは今年度分の補助ですが、なぜ繰り越しが必要なのか。

○安齊学事振興課総括課長 まず、単価の関係ですけれども、10月から3月までの実績を令和3年度と比較して積算して補助するという形になっているものでございます。ですので、高等学校等の大きい施設であれば、しっかり支払いになりますし、幼稚園等におきましては10万円程度の少額の補助、掛かり増しのない学校も当然でございます。

また、10月から3月までの実績を基に補助金を出している都合上、翌年度に精算、確定の作業が必要と捉えております。

○斉藤信委員 繰り越しということは、例えば補正で可決されるわけですよね。年度内に各学校に補助されるわけではないということですか。

○安齊学事振興課総括課長 支給自体は、まず3月までにはお支払いしますが、その後の精算事務が出てくるという形になります。

○斉藤信委員 精算はあると思いますけれども、今年度は10月から3月分までの半年分ですよね。去年は、4月の臨時会で前期分を措置して、12月の補正で恐らく年間分措置されたと思うけれども、今回は国の対策が1本だけで、半年分の補助になると思うのですけれども、これは年内には支給される。そして、年度を超えて決算のときに精算されるということで繰り越しするという意味ですね。わかりました。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。